

(入札の公告)

北海道渡島総合振興局告示第 128 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 7 年 11 月 28 日

北海道渡島総合振興局長 佐藤 秀行

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称 大沼国定公園尊菜沼畔園地再整備実施設計業務
- (2) 契約の目的の仕様等 別途閲覧に供する特記仕様書による。
- (3) 契約期間 契約の日の翌日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで
- (4) 履行場所 亀田郡七飯町字西大沼

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和 7 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち土木設計の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 渡島総合振興局、檜山振興局、胆振総合振興局又は後志総合振興局管内に本店または主たる営業所を有すること。
- (5) 過去 15 年間に、国（独立行政法人及び国立大学法人含む。以下同じ）又は、地方公共団体（地方独立行政法人含む。以下同じ）と同種の業務の元請けとして契約を締結し、かつ、履行した実績があること。

なお、「同種の業務」とは自然公園内における園地等の公園利用に係る土木設計業務を指す。

- (6) 業務の技術上の管理を行う管理技術者を配置できること。

なお、管理技術者の資格要件については、特記仕様書による。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の（5）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 7 年 11 月 28 日から令和 7 年 12 月 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係  
〒041-8558 函館市美原4丁目6-16

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 渡島総合振興局4階 402会議室

(2) 入札日時 令和7年12月23日 午前11時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 委託費内訳書の提出について

初度の入札書提出時に、委託費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

11 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成の要否等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

14 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

ア 閲覧期間

令和7年11月28日（金）から令和7年12月22日（月）まで

イ 閲覧場所

北海道函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係（0138-47-9439）

なお、データによる閲覧を希望する場合は上記までに問い合わせること。

15 その他

（1）無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（2）最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定している。

（3）入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

（4）契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係

イ 所在地 函館市美原4丁目6-16

ウ 電話番号 0138-47-9439

（5）前金払

契約金額の3割に相当する額以内を前金払する。

（6）概算払

概算払はしない。

（7）部分払

部分払はしない。

（8）入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

（9）入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

（10）入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

（11）債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条

の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。